

青森県報

第三千六十一号

平成二十一年
三月十八日
(水曜日)

目次

告 示

青森県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正……………(総務学事課) ……一

青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……………(同) ……一

救急病院の設置……………(医療薬務課) ……一

特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) ……二

保安林の指定施業要件の変更……………(林政課) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

遊漁規則の変更認可……………(水産振興課) ……四

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(同) ……五

青森県土地利用基本計画の変更……………(監理課) ……五

道路の供用の開始……………(道路課) ……五

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……六

告 示

青森県告示第百六十三号

平成十二年四月一日青森県告示第百八十五号(青森県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の項の次に次のように加える。

財団法人青森県国際交流協会

青森市安方一丁目一の三一

青森県告示第百六十四号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号(青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の項の次に次のように加える。

財団法人青森県国際交流協会

青森市安方一丁目一の三一

青森県告示第百六十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
国民健康保険おいらせ病院	上北郡おいらせ町上明堂二の一	平成二十四年三月十九日

青森県告示第百六十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

実施期日	実施場所	検査対象区域
平成二十一年四月二十日 午前十一時二十分まで	中郷公民館	黒石市
四月二十一日 午前十一時二十分まで	津軽みらい農業協同組合 山一りんごセンター	
四月二十二日 午前十時	六宝館	
四月二十三日 午後三時	黒石市役所車庫	
四月二十四日 午後三時	黒石市役所車庫	
五月十一日 午前十一時	近川集会所	
五月十二日 午後三時	海上自衛隊大湊総監部	
五月十三日 午後二時三十分まで	関根浜漁民研修センター北関根分館	
五月十三日 午前九時三十分まで	むつ市中央公民館	
五月十三日 午後九時三十分まで	むつ市中央公民館	

五月十四日 午後三時	むつ市役所本庁舎車庫	むつ市
五月十五日 午後三時	イベント広場	中泊町
五月十八日 午前十一時	小泊漁業協同組合	
五月十九日 午後三時三十分まで	下前漁業協同組合	
五月二十日 午後九時三十分まで	すくすくこども館	
五月二十一日 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 内潟支店倉庫（旧第六号倉庫）	
五月二十二日 午後三時	武田支店倉庫（旧第五号倉庫）	
五月二十五日 午後三時	中央公民館車庫	
五月二十六日 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 鶴翔ライスセンター	
五月二十七日 午後三時	鶴田町役場車庫	
五月二十七日 午後三時	鶴田町役場車庫	
五月二十七日 午後三時	津軽みらい農業協同組合 沿川支店倉庫	

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びおいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八九一地先・九 二の一地先（以上二筆地先について次の

図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備及び公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡おいらせ町一川目一三九の一地先（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びおいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百七十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成二十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の住所及び名称

十和田市大字奥瀬字中平六一番地一

二 認可年月日 平成二十一年三月六日

三 漁業権の免許番号 内共第四十六号

四 変更の内容

遊漁規則の(遊漁期間)第四条表中うぐいの期間「三月一日から十月三十一日まで」を「四月一日から九月三十日まで」に、(遊漁料の額及び納付方法)第七条第一項「一〇〇〇円」を「二〇〇〇円」に、表中遊漁料「四〇〇〇円」を「八〇〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改める。
五 施行の日 平成二十一年三月六日

青森県告示第百七十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表八戸市南浜区域の項を次のように改める。

八戸市南浜区域 八戸市南浜漁業協同組合 の地区	1 内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル以上の水中に定置して主としてさけをとる漁業
-------------------------------	---

二の表大畑町区域の項を次のように改める。

大畑町区域 大畑町漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
うち甲の地区	2 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行ういかつり漁業
むつ市大畑町八幡湯坂 湯坂下、孫次郎間、大畑道、二枚橋、釣屋浜、木野部、佐助川、赤川、涌館、高橋川、小目名村、小目名家ノ下、奈良ノ木平、添木及び袋石の区域	3 小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	5 底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	6 底建網漁業といかつり漁業以外の漁業を併せ

うちこの地区

甲の地区を除く区域

営む漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
7 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
8 底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業

青森県告示第百七十三号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成二十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の森林地域の区域を次のように改める。

- 1 区域を拡大した市 むつ市

- 2 区域を縮小した村 東通村

二 変更の内容

次の図のとおり

(「次の図」は、省略する。)

青森県告示第百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月十七日まで青森県国土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
国道 桑野木田南広森線	つがる市森田町下相野野田二七四からつがる市木造柴田弥生田八一の二まで	平成二・三・六

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
弘前アルカディアショッピングセンター
弘前市大字扇町三丁目一、一の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイワロイアル株式会社
東京都台東区上野七丁目一四の四
代表取締役 越智 壯
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日

大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の収容台数及び位置	一四四台（位置は、届出書添付図面のとおり）	第二駐車場の設置に伴う位置変更のみ、収容台数は変更なし（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成二・三・五
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の収容台数及び位置	三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	第二駐車場の設置に伴う位置変更のみ、出入口の数は変更なし（位置は、届出書添付図面のとおり）	

届出年月日

平成二十一年三月九日

届出書及び添付書類の縦覧

場 所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

期 間

平成二十一年三月十八日から同年七月十八日まで

時 間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

提出期限

平成二十一年七月十八日

提出先

青森県商工労働部経営支援課

記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

言 語

意見書は、日本語により記載すること。

（発行所・発行人） 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------